

# 青森県報

第三百四十号

令和三年  
七月三十日  
(金曜日)

## 目次

### 規則

○青森県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(医療業務課) ……一

### 告示

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉保険課) ……二

○介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二

○障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二

○青森県有土地改良事業用揚水機等貸付規程の一部を改正する規程……………(農村整備課) ……二

○土地収用法による事業の認定……………(監理課) ……三

### 公告

○警察無線機購入に係る一般競争入札の中止……………(警察本部会計課) ……五

### 出先機関

○土地改良区の定款変更の認可……………(上北地域民局) ……五

### 選挙管理委員会

○病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正…(事務局) ……五

### 監査委員

○監査結果に対する措置の公表……………(事務局) ……六

### 公安委員会

○警備員の検定合格者審査の実施……………(生活安全企画課) ……六

### 公営企業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院課局) ……八

## 規則

青森県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第三十号

青森県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和三十六年九月青森県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第七条第三項ただし書、第二十八条第三項ただし書、第三十五条第三項ただし書」を「第七条第四項ただし書、第二十八条第四項ただし書、第三十五条第四項ただし書」に改め、同条第三項中「第七条第三項本文、第二十八条第三項本文、第三十五条第三項本文」を「第七条第四項本文、第二十八条第四項本文、第三十五条第四項本文」に改める。

「第7条第3項ただし書」「第7条第4項ただし書」  
「第28条第3項ただし書」「第28条第4項ただし書」に改める。  
「第35条第3項ただし書」「第35条第4項ただし書」

### 附則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

告 示

青森県告示第五百十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和三年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

|                       |   |                  |                       |                       |
|-----------------------|---|------------------|-----------------------|-----------------------|
| 氏名又は<br>名称又は<br>イビーケア | 主たる事務所の<br>所在地又は住所<br>弘前市大字寒沢<br>町一六の三六 | 居宅サ<br>ビスの種<br>類 | 居宅サ<br>ビス事業を行う<br>事業所 | 指<br>定<br>年<br>月<br>日 |
| 訪問看護<br>イビーケア         | 訪問看護ステーション<br>翡翠                        | 訪問看護<br>翡翠       | 弘前市大字寒沢<br>町一六の三六     | 令和<br>三・八・一           |

青森県告示第五百十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

令和三年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

|                    |                    |                        |                             |                       |
|--------------------|--------------------|------------------------|-----------------------------|-----------------------|
| 氏名又は<br>名称又は<br>氏名 | 主たる事務所の<br>所在地又は住所 | 介護予<br>防サ<br>ビスの種<br>類 | 介護予<br>防サ<br>ビス事業を<br>行う事業所 | 指<br>定<br>年<br>月<br>日 |
| 氏名                 | 所在地                | 介護予<br>防サ<br>ビス        | 事業所                         | 令和三年七月三十日             |

|               |                   |                 |                      |                   |             |
|---------------|-------------------|-----------------|----------------------|-------------------|-------------|
| 株式会社<br>イビーケア | 弘前市大字寒沢<br>町一六の三六 | 介護予<br>防サ<br>ビス | 訪問看護<br>ステーション<br>翡翠 | 弘前市大字寒沢<br>町一六の三六 | 令和<br>三・八・一 |
|---------------|-------------------|-----------------|----------------------|-------------------|-------------|

青森県告示第五百十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和三年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

|                         |                                      |                                    |                                       |                       |
|-------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------|
| 名称<br>合同会社小笠原華麗コーポレーション | 主たる事務所の<br>所在地<br>八戸市大字尻内<br>町字鴨田五の一 | 障<br>害<br>福<br>祉<br>サ<br>ビスの種<br>類 | 障<br>害<br>福<br>祉<br>サ<br>ビスを行う<br>事業所 | 指<br>定<br>年<br>月<br>日 |
| 就労継続<br>支援A型<br>ハート     | 三沢市中央町一<br>丁目の一三セ<br>ントラルシテイ<br>たくみ  | 就労継続<br>支援A型                       | 事業所                                   | 令和<br>三・八・一           |

青森県告示第五百十六号

青森県有土地改良事業用揚水機等貸付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県有土地改良事業用揚水機等貸付規程の一部を改正する規程

青森県有土地改良事業用揚水機等貸付規程（昭和三十七年七月青森県告示第五百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式(第3条関係)」に「氏名」を「<sup>㊦</sup>」を「氏名」に改める。

第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式(第4条関係)」に改める。

第三号様式中「第三号様式」を「第三号様式(第5条関係)」に「氏名」を「<sup>㊦</sup>」を「氏名」に改める。

第四号様式中「第四号様式」を「第四号様式(第8条関係)」に「氏名」を「<sup>㊦</sup>」を「氏名」に改める。

第五号様式中「第五号様式」を「第五号様式(第10条関係)」に「氏名」を「<sup>㊦</sup>」を「氏名」に改める。

第六号様式中「第六号様式」を「第六号様式(第14条関係)」に「氏名」を「<sup>㊦</sup>」を「氏名」に改める。

第七号様式中「第七号様式」を「第七号様式(第16条関係)」に「氏名」を「<sup>㊦</sup>」を「氏名」に改める。

第八号様式中「第八号様式」を「第八号様式(第18条関係)」に「氏名」を「<sup>㊦</sup>」を「氏名」に改める。

第九号様式中「第九号様式」を「第九号様式(第20条関係)」に「氏名」を「<sup>㊦</sup>」を「氏名」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第五百十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称

中泊町

二 事業の種類

中泊町総合福祉健康センター建設事業

三 起業地

1 収用の部分

青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山地区内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると認められるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件

申請に係る事業は、青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山地区内に中泊町総合福祉健康センターを建設する事業(以下「本件事業」という。)であり、法第三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当する。

よって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、本件事業に必要な予算が、町議会において議決されており、本件事業を施行するための予算措置が講じられている。

よって、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると判断されることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

(一) 得られる公共の利益

中泊町においては高齢化に伴い、高齢者単独世帯及び高齢者夫婦世帯が年々増加しており、高齢者施策の充実が、町全体の重要な取組となっている。

本町にある老人福祉センター(以下「現センター」という。)は、鉄骨造平家建て浴場、集会所等があり、地域の高齢者を対象とした福祉推進事業の活動拠点となっており、各種の福祉・健康等に関する相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便益を総合的に供与し、もって高齢者に健康で明るい生活を営ませることを目的として設置されたものである。

しかし、現センターは昭和五十一年に建設され、建築後四十年以上経過したことによる建物・設備の老朽化で建物の補修及び機器の故障による休業が頻繁に発生している。

現センターの主な施設の利用は浴場及び集会所であるが、浴場は温泉ポンプの故障により、平成二十九年からは温泉水を利用することができなくなっている。

集会所は平成二十六年から令和元年度までの年間平均利用者数が一万四千人以上となっており、福祉推進事業では、毎週月曜日から木曜日まで定期的に利用されている。

また、高齢化に伴い身近な場所で日常の食料品の買い物に支障をきたしている、いわゆる買い物弱者の増加が課題となっており、現センターでは食料品の買い物ができるように、移動販売者による販売を行っているが、陳列される商品が限定され、必要な食料品の提供ができない状況となっている。

このようなことから、現センターの従来の機能を再建するものとして浴場及び集会所（広間）、新設するものとしてトレーニングジム・食料品販売所、本施設を長時間利用する方々への食事の提供を目的とした食堂及び地域包括支援センターを含む中泊町総合福祉健康センター建設事業を計画したものである。

本事業の完成により、施設の利便性の回復・向上、買い物弱者の解消が図られるほか、社会福祉関係の手続き及び相談等の行政サービスを一箇所で受けられることで、高齢者のみならず地域住民全体の利便性、健康の増進が図られ、本町の課題解決に寄与するものである。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (二) 失われる利益

本事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）により、環境影響評価義務付けられた事業には該当しないが、本事業が生活環境に与える影響については、低騒音・低振動型・排出ガス対策型機械を使用し、周辺の生活環境に配慮しながら施工するものである。

また、周辺自然環境に与える影響については、任意に鳥類・哺乳類・両生爬虫類について、専門家に調査を依頼し令和二年九月に現地調査を実施した。その結果、計画による影響は無い若しくは軽微と考えられると評価された。また、植物についても起業地には保存の対象となる重要な種の生育はみられないと評価された。

なお、本事業地には、周知の埋蔵文化財包蔵地である中里城遺跡が確認されており、平成二十八年及び令和三年にそれぞれ試掘が行われ、遺物・遺構ともに検出されず、調査結果から、慎重工事又は工事立会いが望ましいとの回答を得ている。

今後、青森県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずる。

よって、本事業地内には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）により、保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

以上のことから、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (三) 起業地選定の合理性

起業者は、起業地を選定するに当たって、三箇所の候補地を挙げている。三案を比較すると、申請案は、中里地域の中心集落のほぼ中央部に位置しており、利便性に優れている。また、支障物件は、住家一棟、小屋四棟があり、接面道路からの進入が容易であるが、敷地内に高低差があることから、盛土及び擁壁工事が必要となる。

しかし、造成費並びに用地費及び補償費を比較し、選定候補地三案中経済性で最も優れていることから、本件事業地が合理的な起業地であると判断される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

よって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

## 4 法第二十条第四号の要件

3(一)で述べたように、中泊町の高齢者は年々増加している中で、地域の高齢者を対象とした福祉推進事業の活動拠点として、既存の老人福祉センターが担う役割は大きいことから、本件施設の安定的かつ継続的な利用を可能とする必要があり、建物・設備の老朽化で建物の補修及び機器の故障による休業が頻繁に起こっている状況を解消するため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

ことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと判断される。

本件事業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であり、また、一時的利用に供されるものは存しないため、使用の手段にはなじまないことから、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

よって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると判断されることから、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
中泊町役場総合戦略課

### 公 告

#### 警察無線機購入に係る一般競争入札の中止

令和三年六月二十三日付で公告した警察無線機購入に係る一般競争入札を中止するので、青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第四百十三条の規定により公告する。

令和三年七月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

中止の理由

契約書の取り交わし時期の内容に不備が認められたことによる。

### 出 先 機 関

#### 土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥瀬堰土地改良区の定款の変更を令和三年七月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年七月三十日

上北地域県民局長 石 橋 豊

### 選挙管理委員会

#### 青森県選挙管理委員会告示第三十二号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和三年七月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

二の表中

|                |                     |       |
|----------------|---------------------|-------|
| くろまつ           | 下北郡大間町大字大間字大間平二〇の七八 | を     |
| くろまつ           | 下北郡大間町大字大間字大間平二〇の七八 |       |
| 特別養護老人ホームしおさい岬 | 五ヶ一 大間町大字大間字大間平三八の五 | に改める。 |
| シヨートステイしおさい岬   | 五ヶ一 大間町大字大間字大間平三八の五 |       |

五の表の次に次の一表を加える。

六 介護医療院

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 医療法人誠仁会介護医療院<br>尾野病院 | つがる市木造若竹五 |
|----------------------|-----------|

### 監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

令和3年6月7日付け青森県報第318号で公表した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、青森県知事及び青森県教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和3年7月30日

青森県監査委員 竹内均  
青森県監査委員 川嶋由紀子  
青森県監査委員 齊藤爾  
青森県監査委員 鳴海恵一郎

| 監査箇所名            | 監査結果   | 措置の内容  |
|------------------|--|--|
| 青森県立あすなろ療育福祉センター | 工事請負費において予定価格が適正に定められていないもの等があったので、適正な事務の執行に努めること。                                       | 取務規則等により、適正な事務執行手続等について確認することにも所内で周知を図り、今後の再発防止に努めた。                                   |
| 青森県立美術館          | 委託料について、契約事務の執行が不適切なものが1件あったので、適正な事務の執行に努めること。<br>財産において、建物物が未登記となっていたので、適正な事務の執行に努めること。 | 過払い判明後、委託業者に対し速やかに返納依頼を行い、令和3年3月25日に収納を確認した。<br>令和3年6月3日付けで登記測量業務の契約を行った。今後、7月中旬に登記完了。 |
| 青森県立盲学校          | 委託契約について、契約書面を作成していないものが1件あったので、適正な事務の執行に努めること。  | 契約に係る法令等に十分留意し、研修等により職員に複数人で相互確認を行うこととした。  |

公安委員会

青森県公安委員会告示第八十七号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条に規定する審査（学科試験及び実技試験により判定する審査。以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）附則第九条の規定により公示する。

令和三年七月三十日

青森県公安委員会委員長 成田晋

一 審査の実施日時及び場所

1 実施日時

令和三年九月二十七日（月）午後一時から午後四時まで（予定）

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 実施する審査及び審査対象者

検定規則附則第六条各号に掲げる次の審査及びそれぞれ当該各号に定める者（検定規則附則第七条第二項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

1 空港保安警備業務に係る一級の審査

検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第二項に規定する一級に係るもの（以下「旧一級検定」という。）に合格した者

2 空港保安警備業務に係る二級の審査

空港保安警備に係る旧一級検定又は旧検定であって旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの（以下「旧二級検定」という。）に合格した者

3 施設警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」とい  
う。）に係る旧一級検定に合格した者

4 施設警備業務に係る二級の審査

常駐警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

5 交通誘導警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警  
備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

6 交通誘導警備業務に係る二級の審査

交通誘導警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

7 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（次号において「核  
燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

8 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査

核燃料物質等運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

9 貴重品運搬警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運  
搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

10 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査

貴重品運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

三 審査予定定員

| 種 別 及 び 級  | 予定定員  |
|--|-------|
| 空港保安警備業務に係る一級及び二級の審査<br>施設警備業務に係る一級及び二級の審査<br>交通誘導警備業務に係る一級及び二級の審査<br>核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級及び二級の審査<br>貴重品運搬警備業務に係る一級及び二級の審査 | 合計三十人 |

四 審査の申請手続

1 申請の受付期間等

(一) 受付期間

令和三年八月三十日（月）から九月三日（金）までの間

(一) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(二) 受付の締切り

申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締  
め切る。

2 申請場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署の生活安全課又は  
刑事生活安全課

(二) 青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄す  
る警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(三) 青森県公安委員会が交付した旧規則第八条の合格証（以下「旧合格証」とい  
う。）を有する者で、青森県外に住所を有するもの及び青森県外に所在する  
営業所に属する警備員は、青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

四の2の申請場所に申請書類を持参して行うこととし、郵送等による申請は認  
めない。

4 申請書類

検定規則別記様式の審査申請書一通に、次に掲げる書面等を添付するこ  
と。

ただし、審査申請者の住所を管轄する公安委員会とその者が属する営業所の  
所在地を管轄する公安委員会が同一である場合は(一)、(二)のいずれかを、青森県公  
安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場合は(一)、(二)に掲げる書面のす  
べてを、それぞれ添付することを要しない。

(一) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者  
で青森県内に住所を有するものは、住所を疎明する書面

(二) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有し、青  
森県内に所在する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書  
面

(三) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ

三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に  
氏名及び撮影年月日を記入したもの）一葉

(四) 旧合格証の写し

5 審査手数料

四千七百円分の青森県収入証紙により、審査申請書提出時に納入すること。

五 審査事項等

1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項

(二) 法令に関する事項。

(三) 警備業務の実施に関する事項。

(四) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。

2 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。

3 審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

4 審査に関する留意事項

審査当日は、筆記用具、印鑑及び旧合格証を持参すること。

六 審査申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年七月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

重油（日本産業規格 一種二号） 九万六千リットル

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年六月二十四日

五 落札者の名称及び住所

北日本石油株式会社青森支店

青森市問屋町一丁目六の二〇

六 落札金額

一リットル 七十六円一銭

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和三年二月十九日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円